

聖マリアヘルパーステーション

訪問介護 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 雪の聖母会
主たる事務所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町4 2 2 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 井手 義雄
電話番号	0 9 4 2 - 3 5 - 3 3 2 2

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	聖マリアヘルパーステーション	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町4 2 2 番地	
電話番号	0 9 4 2 - 4 6 - 1 6 0 0	
指定年月日・事業所番号	令和6年 5月 1日指定	4 0 7 1 6 0 4 6 1 7
通常の事業の実施地域	久留米市（田主丸・北野・三潞・城島は除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。
具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	365日
営業時間	24時間

6. 事業所の職員体制

事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
従事者	常勤4人、非常勤1人
うち介護福祉士	常勤4人、非常勤1人
うち介護職員基礎研修課程 修了者	—
うち実務者研修（ヘルパー1級）課程 修了者	—
うち実務者研修（ヘルパー2級）課程 修了者	—
サービス提供責任者	常勤3人、非常勤0人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	千住 祐介
--------	-------

8. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。
 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	江崎 利恵、大塚 大助、大塚 敬子
--------------	-------------------

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問介護 中心型	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上60分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	60分以上90分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	90分以上	30分増すごとに 820円を加算	30分増すごとに 82円を加算	30分増すごとに 164円を加算	30分増すごとに 246円を加算
訪問介護 又は 共生型 訪問介護 費	引き続き「生活援助中心型」を 20分以上行う場合	650円	65円	130円	195円
	引き続き「生活援助中心型」を 45分以上行う場合	1,300円	130円	260円	390円
	引き続き「生活援助中心型」を 70分【限度】行う場合	1,950円	195円	390円	585円
生活 援助 中心 型	20分未満				
	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円
	通院等乗降介助 (1回につき)	970円	97円	194円	291円

(注1) 身体介護20分未満のうち、頻回の訪問（前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの）については、下記に該当する方の場合となります。

＜利用対象者＞下記のいずれにも該当する方

- ・ 要介護1から要介護2の者であって認知症利用者、または要介護3から要介護5までの方で障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者
- ・ 当該利用者にかかるサービス担当者会議が3月に1回以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、20分未満の身体介護が必要と認められた方

(注2) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

(注3) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		加算料	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	訪問・通所リハビリテーション事業所と連携し介護を行った場合(1月につき) *3月に1回を限度	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問・通所リハビリテーション事業所と連携し介護を行った場合(1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合(1日につき)	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合(1日につき)	40円	4円	8円	12円
夜間・早朝深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜(22時～翌6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
共生型訪問介護を行う場合	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合	上記基本利用料の70%			
	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者修課程修了者等により行われる場合	上記基本利用料の93%			
	指定重度訪問介護事業所が行う場合	上記基本利用料の93%			

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所 加算Ⅰ	当加算の体制要件、人材要件 及び重度要介護者等対応要件 を満たす場合	上記基本利用料の20%
特定事業所 加算Ⅱ	当加算の体制要件及び人材 要件を満たす場合	上記基本利用料の10%
特定事業所 加算Ⅲ	当加算の体制要件及び重度 要介護者等対応要件を満たす 場合	上記基本利用料の10%
特定事業所 加算Ⅳ	当加算の体制要件及び重度 要介護者等対応要件を満たす 場合	上記基本利用料の 3%
特定事業所 加算Ⅴ	当加算の体制要件及び重度 要介護者等対応要件を満たす 場合	上記基本利用料の 3%

【処遇改善加算】

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の24.5%	所定単位数： 9-（1）に各種加算を 加えた総単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の22.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の18.2%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の14.5%	

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

区分	単位数	算定要件
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の1.0%減算	虐待の発生又はその再発を防止す るための措置が講じられていない 場合は、高齢者虐待防止措置未実 施減算として、所定単位数の100 分の1に相当する単位数を所定単 位数から減算する。
業務継続計画未策定 減算	所定単位数の1.0%減算	業務継続計画が未策定の場合は、 業務継続計画未策定減算として、 所定単位数の100分の1に相当する 単位数を所定単位数から減算する 。

同一建物減算	①所定単位数の10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
	②所定単位数の15%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
	③所定単位数の10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
	④所定単位数の12%減算	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

（2）支払い方法

集金、郵便局引き落とし、銀行引き落とし

（銀行引き落としの場合は毎月手数料として50円が掛かります。）

（3）その他

① 交通費（税込）

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費（税込）をお支払いいただきます。

片道	5 km未満	2 2 0 円
	5 ～ 1 0 km未満	3 3 0 円
	1 0 ～ 1 5 km未満	4 4 0 円
	1 5 ～ 2 0 km未満	5 5 0 円
事業所実施区域外	2 0 km以上	6 6 0 円 ～

② キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただくことがあります。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、下記表の基本利用料を訪問1回あたりの基本利用料に置き換えて計算します。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	基本利用料の25%の額
利用予定日の当日	基本利用料の50%の額

（注） 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
-------	--

13. 業務継続計画の策定

(1) 感染症や非常災害時の発生時の対応について

当事業所は感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制での業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するように努めます。

さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等使用）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止の措置を講じるための責任者を設置し、事業所における虐待防止のための指針を整備します。

虐待防止に関する責任者	管理者 千住 祐介
-------------	-----------

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備します。
- (5) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0942-46-1600 面談場所 当事業所の相談室等
苦情解決責任者	千住 祐介

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

久留米市役所 介護保険課	所在地 福岡県久留米市城南町15-3 電話番号 0942-30-9247 FAX 0942-36-6845 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
福岡県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険サービス相談係	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 平日 午前8時30分～午後7時

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為
- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける・蹴る・唾を吐く
 - ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をする

(2) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借 など
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(3) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

17. サービス契約の解約

事業所は、次の場合にはサービス契約を解約することができます。

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

18. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---